

# 奈良県大和 4 号墳出土品の再整理報告

加藤一郎 土屋隆史

## はじめに

大和 4 号墳は奈良県奈良市に所在する宇和奈辺陵墓参考地近傍の古墳であり、その位置から判断して宇和奈辺陵墓参考地の陪冢であったと考えられる。大和 4 号墳の出土品は宮内庁書陵部で所蔵されており、武器・農工具をはじめとした豊富な鉄製品や石製品は、古墳時代中期の良好な資料群といえる。これらは昭和 25 年に『奈良県史蹟名勝天然記念物調査抄報』第 4 輯で末永雅雄によって報告されているが、略報ということもあって不明確な点が少なくない。大和 4 号墳出土鉄製品については、保存処理をおこなって X 線透過撮影や写真撮影を既に実施しており、この度、再整理報告をおこなうこととした。(加藤一郎・土屋隆史)

## 1. 出土の経緯

大和 4 号墳出土品の出土経緯は、以下の公文書や文献に詳しく記載されている。

①「第 23 号 奈良市法華寺町字目縄ニ於ケル古墳発掘ニ関シ発掘ノ剣等ノ埋蔵物ハ諸陵寮へ送付スヘキ旨指令ノ件」(九月)『考証録昭和 16 年』(宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号: 8565-1)

この公文書には、昭和 16 年に遺物が出土した際の経緯が記載されている。以下、簿冊に綴じてある書類を時系列順に並び変えて、詳細を示す(アルファベットは簿冊に綴じてあった順を示す。また適宜、旧字・異体字を新字にし、句読点を追記する。)。

C 奈良日日新聞 昭和十六年六月十九日記事

上代勾玉等を発掘 今後も続行か或は中止? “西日本国民勤労訓練所” 今後の調査に注目

俄然新しい波紋 厚生省が総工費百三十万円を投じて完成される西日本の国民勤労訓練所は奈良市法華寺町地内で目下整地工事を進めているが、最近工事箇所から端なくも上代出土品が発見されるに至り、果然史学界の注目を浴びると共に、今後の工事遂行に暗影をかざすに至り成行を注視されることになった。

元来建設地の附近にはウワナベ、コナベの史蹟伝説地のほか皇陵その他が囲繞しており、従って建設計画当初においては宮内、文部両省当局問においても相当慎重に取扱われていたものでその以前に飛行練習場建設の計画に際してこれを認められなかった大きい原因もこれにあった訳だが、幸いこれら皇陵および史蹟伝説地と相当の距離があるため漸く建設を認められ、西日本の転廃業者の精神道場として寧ろ適切の箇所なりとして工事を進めるに至ったところ、最近に至り県工事箇所から上代遺物たる刀剣、勾玉類などが発掘されることになり、今後工事進捗に伴い或いは多数の出土を見るやも計り知れぬ状況にあるので、この旨の報告を得た県社寺課ではこれを相当重要視し、とり敢ず十八日県史蹟調査会嘱託末永雅雄氏及び黒田社寺修理技手を現場に派遣し実地調査を遂げしめるところあったが、若しこれら出土品が何れも附近の皇陵、伝説地等に直接関係を及ぼすものであることが明らかにされた場合、またはさらに発掘の必要が生じて来た場合は忽ち今後の工事進捗の上に關係を来すことになる訳であり、調査の結果如何によつてはそれだけこの大工事に重大な影響を及ぼすものと見られている。

県社寺課当局語る 国民勤労訓練所の建設工事箇所から上代出土品が発見されたとの報告に接したので本日午後二時半から末永嘱託等が実地調査を行つた訳であるが、若しその出土品の性質に鑑み貴重なものであった場合は勿論工事の進行にも影響を来すことになるのではないかと思う。

県職業課当局の話 訓練所建築工事の箇所から刀剣、勾玉等が発掘されたということは事実であるが、こちらとしてもそれがどういう関係にあるかどうかは全然知悉する處ではない訳で、史学家の調査結果を待ち本省とも打合せのうえ対策を講ずる外はないと考えている。

D 奈良日日新聞 昭和十六年六月二十一日記事

斯くの如し ウワナベ附近から出た発掘品のいろいろ 屢報=奈良市法華寺町ウワナベ、コナベの史蹟伝称地内に建設すべく整地工事中の西部国民勤労所工事箇所から端なくも上代出土品が続々発掘され、果然史学界の注目を浴びているが、奈良署では十九日中本会計部長らが現場に出張、原形そのままの滑石が作られた勾玉一個と首飾りに使われたとみられる石鉗十二個その他刀劍の柄、鋒の柄など判然とした出土品など數十点を持ち帰り署に保管した。

中本部長談 この外に埴輪、土瓶類その他土器は夥しく出土されているが、何れも壊れて原形をとどめていないので取敢ずこれだけ持ち帰ったが、埴輪土器類の破片だけで仄に一ぱいあった。

〔写真出土品、中央白いのが勾玉と首飾り〕(図版1-1)

十四年目に届出る 之も発掘品 西部国民勤労訓練所地均し工事から発掘された上代出土品に刺戟されてか発掘後十四年間も経過保存していた珍しい原始時代の土器（いつべに似たもの）が二十日午後二時ごろ奈良署会計係に届け出られた。発掘の主は市内法蓮町南二丁目井田長三郎さんで去る昭和二年頃法蓮町高塚池で耕作中いつべによく似た直径四寸高さ一寸二分の土器を殆ど元形の儘で発掘したので何気なく出土品と睨み合せて捨て置くべきでないと早速届け出たもので発掘現場から西方五百米の地点にはウワナベ並に培冢があり奈良朝時代の土器類と思はれるが専門家の鑑定に俟たねば判らず珍重品として保管することになった。

B 宮内省諸陵寮から奈良県宛

陵發第445号 16.6.24 諸陵寮

立案 昭和十六年六月二十二日 決裁 昭和十六年六月二十四日

諸陵頭 印 宮内事務官考証課長 印 考証官 印 考証掛 印

古墳発掘ニ関シ照会ノ件 案（速達）（割印） 年 月 日 諸陵寮

奈良府県

貴管下奈良郡市法華寺村町大字一宇ニ於テ國民勤労訓練所地内建説所在工事中古墳發掘ノ趣ニ有之候処、右事實ニ候ハハ出土地域ノ工事ヲ中止昭和九年官發第七八七号通牒ノ次第モ有之候条至急報告相成度。

E 奈良県から宮内省諸陵寮宛

社兵第九二五号 奈良県 押印 (陵受第2917号 16.8.18 諸陵寮)

宮内省諸陵寮御中 古墳發掘状況報告

六月二十三日陵發第四四五号ヲ以テ御照会ニ係ル奈良市法華寺町所在古墳發掘状況別紙ノ通及報告候也。

記

一、発見日時 昭和十六年六月十三日

一、所在地 奈良市法華寺町（西部国民勤労訓練所敷地）字目繩一八三四一五、字目繩一八三四一三、字目繩一八三四一九

一、状況書

(別紙) 状況書

西部国民勤労訓練所設立ノ為メ整地中雜草ニ覆ハレタル小丘ノ一部ヲ切取りタルトコロ、遺物ノ出土ヲ見タルモノニシテソノ位置、形状等附図ノ如シ。

第一号墳（仮称）

墳頂辺ヨリ笠形埴輪ヲ主トセル埴輪破片ヲ検出シタリ。本墳ハソノ南辺ヲ切取りタルモノニシテ今尚ソノ大半ヲ残セリ。

第二号墳（仮称）

墳形ノ四分ノ一ヲ西北隅ニ於テ方形ニ切取りタルモノニシテ、ソノ際劍、鉾、斧、鍬、鐵鎌、不明鉄製品ト共ニ滑石ヲ以テ作レル小円板、勾玉、鎌形等ノ所謂石製模造器具ヲ検出セリ。猶本墳ハ主体部タルベキ位置ニハ未ダ切取りノ及バザルガ如シ。

附図（図版1-2）

A 宮内省から奈良県宛

陵発第六四三号 審議室昭和 16 年 9 月 8 日受第一六二号 決裁文書宮内大臣受第一二七四号 東博十六年九月一日第 16 二五号

立案 昭和十六年八月二十五日 決裁 昭和十六年九月十八日

大臣 印 次官 印 官房主管 印 博物館総長 印 諸陵頭 印 考証課長 印  
古墳発掘ニ関スル件

奈良県奈良市法華寺町所在古墳発掘ニ關シ上申有之候処、右ハ宇和奈辺陵墓参考地ノ北部ニ存スル陪冢ノ西隣ニ當リ同陵墓参考地ノ陪冢ナリト認メラルルヲ以テ、其ノ出土品ハ調査上入用ニ付キ取寄ノ事ニ致シ度候条左案ヲ以テ御指令相成可然哉此段相伺候。

案

指令第四一号 (割印) 奈良県

本年社兵第九二五号ヲ以テ貴管下奈良市法華寺町所在古墳発掘ニ關シ上申有之候処、右出土品ハ調査上入用ニ付悉皆宮内省諸陵寮へ送付セラルヘシ。 昭和十六年九月十八日 宮内省

調書

奈良県報告ノ奈良市法華寺町字目縄所在二基ノ古墳ハ宇和那辺陵墓参考地ノ北三十間余ニ存スル同参考地陪冢ノ西約十間ノ所ニ在リ、該陵墓参考地ノ陪冢ト認メラル。而シテ本陵墓参考地ノ西ニ隣接シテ小奈辺陵墓参考地アリ。更ニ西北ニ接近シテ仁徳天皇皇后磐之媛ノ御陵アリ。同陵及ヒ両参考地ハ何レモ前方後円ニシテ造営年代相似タリト考ヘラルルノミナラス、うはなベハうはなり こなベハこなみノ転トモ言ハレコなみハ嫡妻、前妻 うはなりハ後妻ノ古語ナレハ、后妃ノ御陵墓ナルヤノ疑少ナカラス。両参考地ハ頗ル大切ナルモノナリ。從テ今次発掘ノ古墳ハ両参考地ノ調査上重視スヘキモノト認ム。 昭和十六年八月二十九日

G 奈良県から宮内省諸陵寮宛

社兵第九二五号 昭和十六年十一月一日 奈良県 押印 宮内省諸陵寮殿

古墳発掘出土品送付ノ件

九月十八日附指令第四一号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件、別途御送附申上候条、宜敷御取計相成度。

第一号墳 写真、第二号墳 写真 × 印遺物出土箇所ヲ示ス (図版 1-3)

第一号墳遺物 写真、第二号墳遺物 写真 (図版 1-4 ほか)

第二号墳遺物 写真 (図版 1-5, 6)、第二号墳遺物 写真 (図版 1-7, 8)

附図 西部国民勤労訓練所 配置図 60 枚ノ内 1 縮尺 1/600 国民勤労訓練所建設委員会 (図版 2)

F 宮内省諸陵寮から奈良県宛

陵発第 844 号 16. 11. 18 諸陵寮

立案 昭和十六年十一月十四日 決裁 昭和十六年十一月十八日

諸陵頭 不在 考証課長 印 考証官 印 印 考証掛 印

案 年 月 日 寮 (割印) 奈良県

本月一日附社兵第九二五号ヲ以テ別途送附付相成候貴管下奈良市法華寺町字目縄所在古墳ヨリノ出土品二箱及領收候条、此段及通知候。尚送付相成候出土品ハ第一、第二孰レノ古墳ヨリ出土セルモノ多タナルヤ不明ノモノ多ク候ニ就キ、右ニ関スル発掘経過等ノ記録有之候ハハ送付相成煩度候。

以上のように、これらは、新聞記事で宇和奈辺陵墓参考地の近傍から遺物が出土したことを知ったと思われる宮内省諸陵寮が、奈良県に詳細情報の提供を求めた一連の文書である。

②『昭和十六年 埋蔵物録 (雜) 帝室博物館』東京帝室博物館編、「帝室博物館」用 (東京国立博物館資料館所蔵、館資 806、フィルムナンバー 2917)

帝室博物館の箇紙に①の A・E と同じ内容が記されている。A に決裁日が記されていないこと、送付時の割印がみられないこと、E に受領印がみられないこと、附図がないこと、①の A・E の文字と若干の違いがみられること、取り消し線が引かれていた箇所は記されていないことなどから、②は①の A・E を帝室博物

館で写したものであろう。②の A に考証課長、諸陵頭の印の写しがあり、博物館総長、官房主管、次官、大臣の印がないことから、考証課長、諸陵頭の決裁後、博物館総長の決裁前の文書であることがわかり、起案文書が帝室博物館にあった際に写したものと考えられる。A、E の順に綴じられているものを、時系列順に並び変えて、冒頭のみ記す。

E 奈良県から宮内省諸陵寮宛

社兵第九二五号 奈良県 宮内省諸陵寮御中 古墳発掘状況報告

A 宮内省から奈良県宛

陵發第六四三号 東博十六年九月一日第 16 二五号

立案 昭和十六年八月二十五日 決裁 昭和 年 月 日

大臣 次官 官房主管 博物館総長 諸陵頭 印 考証課長 印

③末永雅雄「宇和奈辺古墳群 大和第三、第四号古墳（円形墳）」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査抄報』第四輯（奈良市法華寺町宇和奈辺古墳群 大和第三、第四、第五、第六号古墳調査）、奈良県史蹟名勝天然記念物調査委員会、1950 年、1-6 頁（以下、末永報告と呼ぶ。）

ここでは大和 4 号墳と関連する箇所の要約を示す。大和 4 号墳は宇和奈辺陵墓参考地の北西側に位置した円墳である。昭和 16 年 7 月上旬に約四分の一の封土が截ち取られた際に、滑石製品や鉄製品が出土した。その後、昭和 21 年春には 3、6 号墳とともに進駐軍の施設のために全て破壊され、現在は 5 号墳のみが残存している。大和 4 号墳の規模は大和 3 号墳と大差なく（筆者註 大和 3 号墳は高さ八尺（2.4 m）、底径三十一尺（9.3 m）であった。）、高さ十一尺、底径三十五尺（筆者註 高さ 3.3 m、底径 10.5 m）の円墳であった。遺物は封土の中央部よりかなり外方に偏位していた。昭和 21 年春に全ての封土が削平された際、一口の剣身と祝部土器以外、遺物や遺構は検出されなかった。昭和 16 年の出土遺物として、滑石製勾玉 1 個、滑石製小円板 11 個、鎌形 1 個、鉄製鋤先 7 個、剣 5 口、鉄鎌約 20 個、鉢 2 個、鉄斧 4 個、不明鉄製品（鉤状を成すもの 1、半円形を成すもの 1、輪状をなすもの 1）が報告された。これらの遺物は、昭和 16 年 10 月 13 日に奈良県庁から宮内省諸陵寮に送付された。

④小結

これらの文書から、厚生省西部国民勤労訓練所建設中の昭和 16 年 6 月 13 日に「第二号墳」が一部削られて遺物が出土したこと、宇和奈辺陵墓参考地の陪冢であると考えられるため出土品を送付するよう宮内省が奈良県に指令を出していたことなどを知ることができる<sup>(1)</sup>。

なお、これらの公文書を詳細に検討したところ、これまで大和 4 号墳とされてきた古墳は大和 5 号墳と同一視できる可能性があること、すなわち、現在、宮内庁書陵部が大和 4 号墳出土品として所蔵する遺物と、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館が大和 5 号墳出土として所蔵する遺物は、同じ埋葬施設からの出土品である可能性を指摘できる。紙幅の関係で今回はその詳細を掲載できないため、これについては別稿にて論じたい。

（土屋）

## 2. 出土遺物の報告

再整理で確認した大和 4 号墳出土品は以下のとおりである。鉄劍あるいは鉄槍 5 点以上、鉄鎌 15 点以上、鉄鉢 2 点、筒状鉄製品（甲冑類）1 点以上、鉗具（馬具か）1 点、不明鉄製品（農工具か 1 点、蛇行剣か 1 点）、鑿 1 点、鉗 1 点、斧 2 点、鎌 1 点、方形板刃先 2 点、U 字形刃先 7 点、石製模造品（勾玉 1 点、剣 1 点、双孔円板 11 点）。以下、それについて報告する。

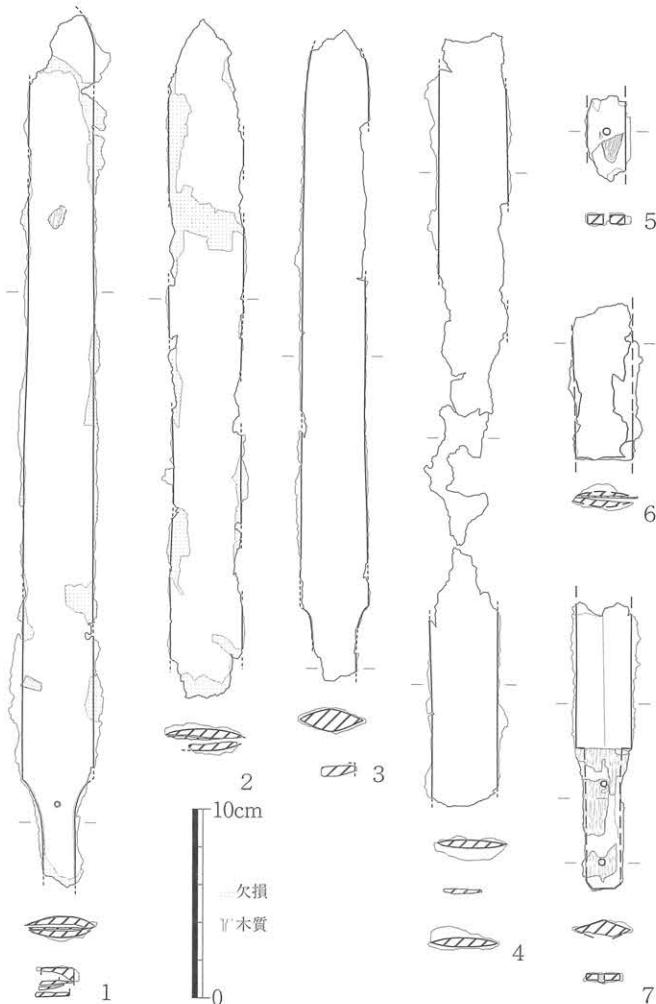
### （1）武器・武具・馬具

#### ①鉄劍あるいは鉄槍（第 1 図 1～7、図版 3）

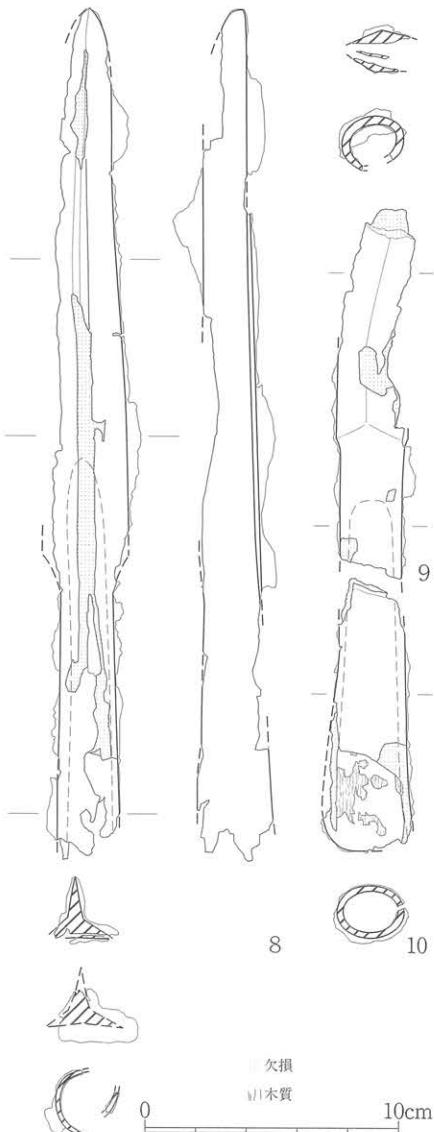
1～7 は刃部が左右両側で確認できることから鉄劍あるいは鉄槍であると考えられるが、有機質製装具の大部分が欠失しているため、どちらか確定させることができない。全長を考えると鉄劍の可能性が高いと考えられるが、破片も含まれているため、ここでは併記する。どの個体も欠損しており、三枚おろし状態にな

ったものが保存処理で接合されている。そのため正確な厚みは計測できず、全長も不明である。1~3は未永報告で掲載されている。

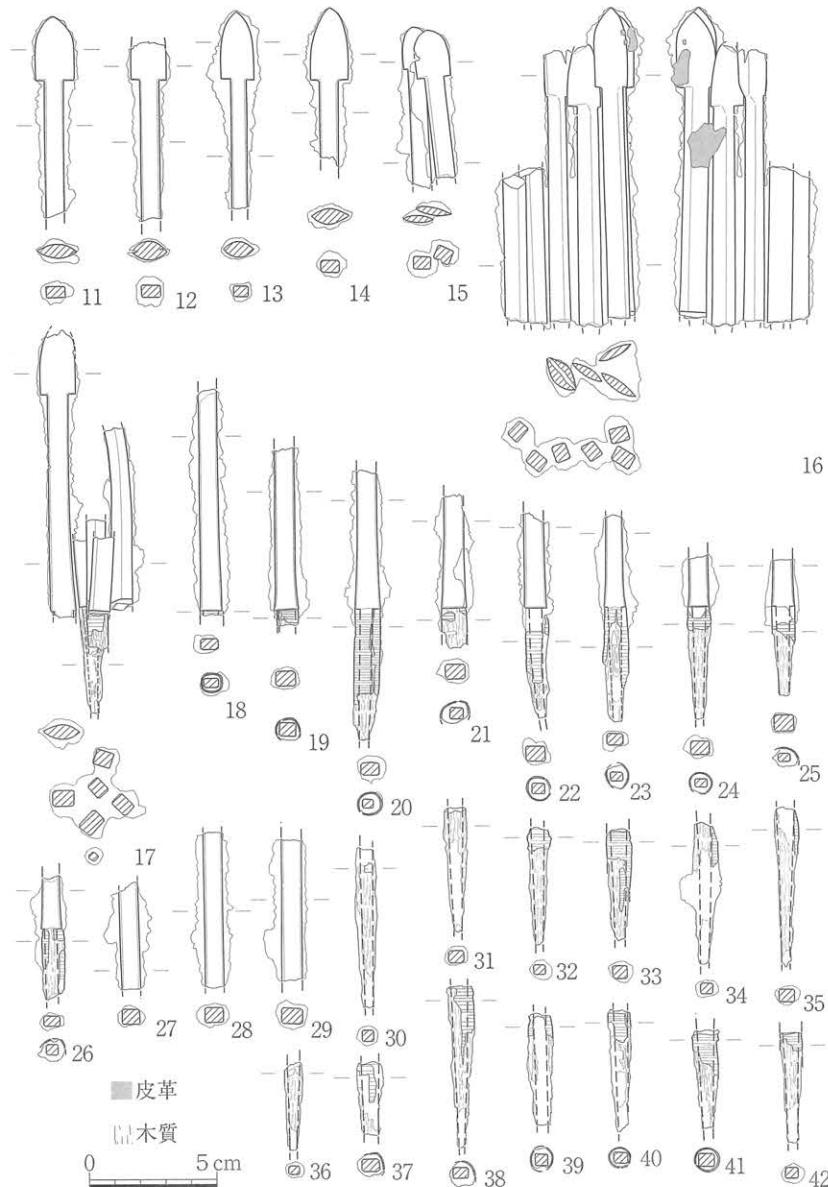
1の現存長は46.2cmであり、刃部と茎部の一部が残存している。刃部上端は欠損しているが、切先に近い。身部幅は最大で3.7cm、断面は両丸造である。身部の一部には木質が付着しており、木目は身部と平行方向に入る。おそらく鞘の痕跡であろう。関はナデ関、茎部最大幅は1.7cm、茎部断面は長方形である。関部の近くに径0.3cmの目釘孔がみられる。2の現存長は35.9cmであり、刃部のみが残存している。上端は欠損しているが、おそらく切先に近い。身部幅は最大で4.0cmであり、断面は両丸造である。3の現存長は34.5cmであり、刃部と茎部の一部が残存している。刃部上端は欠損しているが、切先に近い。身部幅は最大で3.3cm、断面は両鎬造に近い。関はナデ関、茎部最大幅は2.4cm、茎部断面は長方形である。現状では目釘孔は確認できない。4は多くが破片となっているため、正確な長さは不明である。破片の長さの合計は40.9cmである。全て両丸造りの刃部であり、1~3と比べるとやや薄い。5の現存長は4.6cmであり、茎部の破片である。茎部幅は2.0cm、茎部断面は長方形であり、最大厚0.5cmである。径0.3cmの目釘孔がみられ、表面には柄部に由来すると考えられる木質がみられる。6の現存長は8.3cmであり、刃部のみの破片である。身部幅は最大で3.0cm、断面は両丸造に近い。7の現存長は15.2cmであり、刃部



第1図 大和4号墳  
出土品実測図（1）鉄剣あるいは鉄槍（1/4）



第2図 大和4号墳  
出土品実測図（2）鉄鉤（1/3）



第3図 大和4号墳 出土品実測図(3) 鉄鎌(1/3)

細はわからないが、袋部との位置関係からみて、ナデ関であったと考えられる。袋部の断面形態は円形で、明確な角がみられない円筒袋式である。下にいくほど袋部の幅は広くなる。袋端部は欠損しており、袋部推定長 11.9 cm、推定幅 2.4 cm である。

9と10は出土当初の写真(図版1-8)からみて、同一個体であったと考えられる。これらは身部と袋部の一部が残存している。三枚おろし状態に近いため観察が難しいが、身部は断面菱形であると考えられ、鎌式に位置づけられる。身部は右側に彎曲しており、残存長 9.0 cm である。関部は膨らみがみられず僅かに屈曲して袋部に繋がるナデ関で、関部の残存幅は 2.6 cm である。袋部の断面形態は円形を呈し、明確な角がみられない円筒袋式である。袋端部が残存しており、弧状となっている。おそらく図の左右側面が抉れた山形挟り式であろう。袋端部の残存幅 3.5 cm である。袋端部の内側には柄に由来すると考えられる木質が付着している。

これらの個体は身部幅が狭く関部も不明瞭になってきていることから、高田編年II期(5世紀中葉～後葉)の特徴を有している。また8の三翼形鉄鎌は朝鮮半島からの移入品である可能性が高く、詳細は後述する。

### ③鉄鎌(第3図 11~42、図版4)

鉄鎌は束と破片になったものがみられる。末永報告では1点のみが図化されている。鎌身部が11点、頸

と茎部の一部が残存している。刃部は大部分が欠損しており、身部幅は最大で 2.8 cm、断面は両鎌造に近い。関は直関である。茎部は一部欠損しているが、上から下端まで残存している。茎部長 7.4 cm、茎部最大幅は 1.9 cm、茎部断面は長方形であり、最大厚 0.4 cm である。径 0.3 cm の目釘孔が二箇所にみられる。茎部下端は隅切である。

### ②鉄鎌残欠(第2図、図版3)

鉄鎌は2個体分が確認できる<sup>(2)</sup>。末永報告では8~10が全て掲載されている。

8は欠損箇所もあるがほぼ完形であり、残存長 33.5 cm である。末永報告で「うち一個は刃の断面三叉形を成し一般の鎌身とは稍その構造が異り、鎌の形式上注意すべきものである。」とされた個体である。これは断面に3つの突起がみられる三翼形鉄鎌であると考えられる。突起は、図の右上、左上側では約 135~140 度の角度、図の下側はより大きく開いており、一定ではない。身部の推定長は 21.6 cm、推定幅は 3.4 cm である。関部は欠損しているため詳

部関が15点みられることから、鉄鎌は少なくとも15個体以上はあったと考えられる。鉄鎌形式は全て長頸角関長三角形鎌である<sup>(3)</sup>。なお、末永報告p.4では、「両刃」と「片刃」の二手法があるとされるが、現存するものの中に片刃のものはみられない。

鎌身部は長三角形であり、鎌身関が角関である。鎌身部が長いもの（長さ2.5~3.1cm）と小さいもの（長さ1.7~1.8cm）がみられ、断面形は全て両丸造である。頸部長は残存している個体で8.6~9.1cm、幅0.6~1.0cm、厚さ0.4~0.8cm、全て長頸鎌に含まれられる。茎部は全て欠損しているが、残存率のよいもので、残存茎部長6.3cm、厚さ0.3~0.7cmである。矢柄は径0.8~1.1cmで、樹皮巻きが確認できる。幅広で長い頸部が特徴で、長頸鎌出現期のものと考えられる。

16は鉄鎌6本が束の状態で銹着した個体である。この裏面には皮革と考えられる有機質が付着している。これは盛矢具の痕跡である可能性が高い。鞍か胡籠かは確定できないが、矢鎌の一部は盛矢具に入っていたと考えられる。

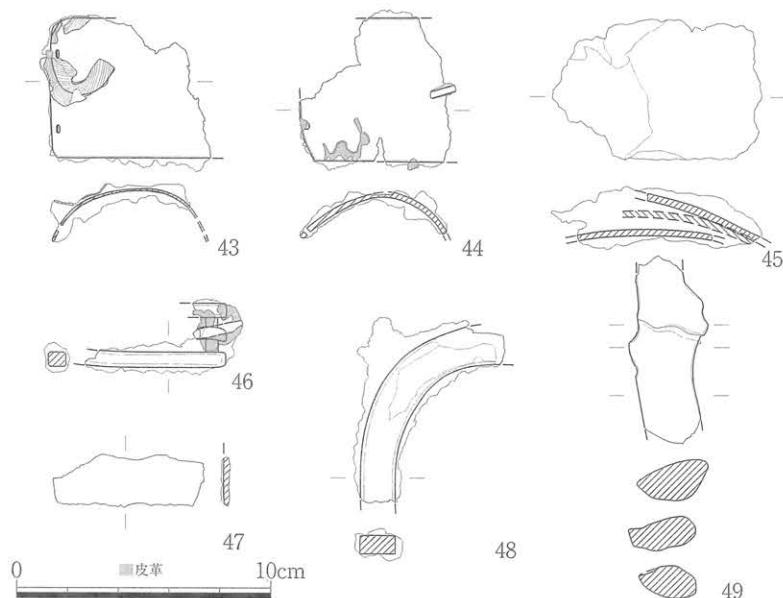
#### ④筒状鉄製品（第4図、図版5）

内湾する鉄製品であり、2つの破片が確認できる。おそらく末永報告で不明鉄製品（輪状を成すもの数片）とされたものであろう。43は図の右側以外は端部が残存している。残存長6.3cm、幅5.5cm、厚さ0.13cmである。左端付近には2点の穿孔がみられる。径0.3cmであり、穿孔の中には革紐と思われる皮革が残存している。図の左上側には鳥羽が銹着している。共伴遺物から考えると、おそらく矢羽であったと考えられる。鳥羽の上側には黒漆と思われる黒色が付着している。44は図の右側以外は端部が一部残存している。残存長5.9cm、幅5.7cm、厚さ0.2cmである。左端付近には1点の穿孔がみられる。径0.3cmであり、穿孔の中には革紐と思われる皮革が残存している。図の右側には鉄鎌の茎部と思われる破片が銹着している。これらは、穿孔に革紐が取り付けられることからみて革綴の甲冑あるいは付属具の破片である可能性が考えられるが、同様の断面傾斜角度をもつものはみられず、器物を確定させることができない。

45は「鉄器塊・破片」のラベルが貼っていたものである。鉄製品が砂や小石と一緒に銹着した塊である。よく観察すると、内湾した薄い鉄板が少なくとも3枚は確認される。43、44と類似するが、断面の傾斜角度は異なる。元々は肩甲のような甲冑の類であったと考えられる。

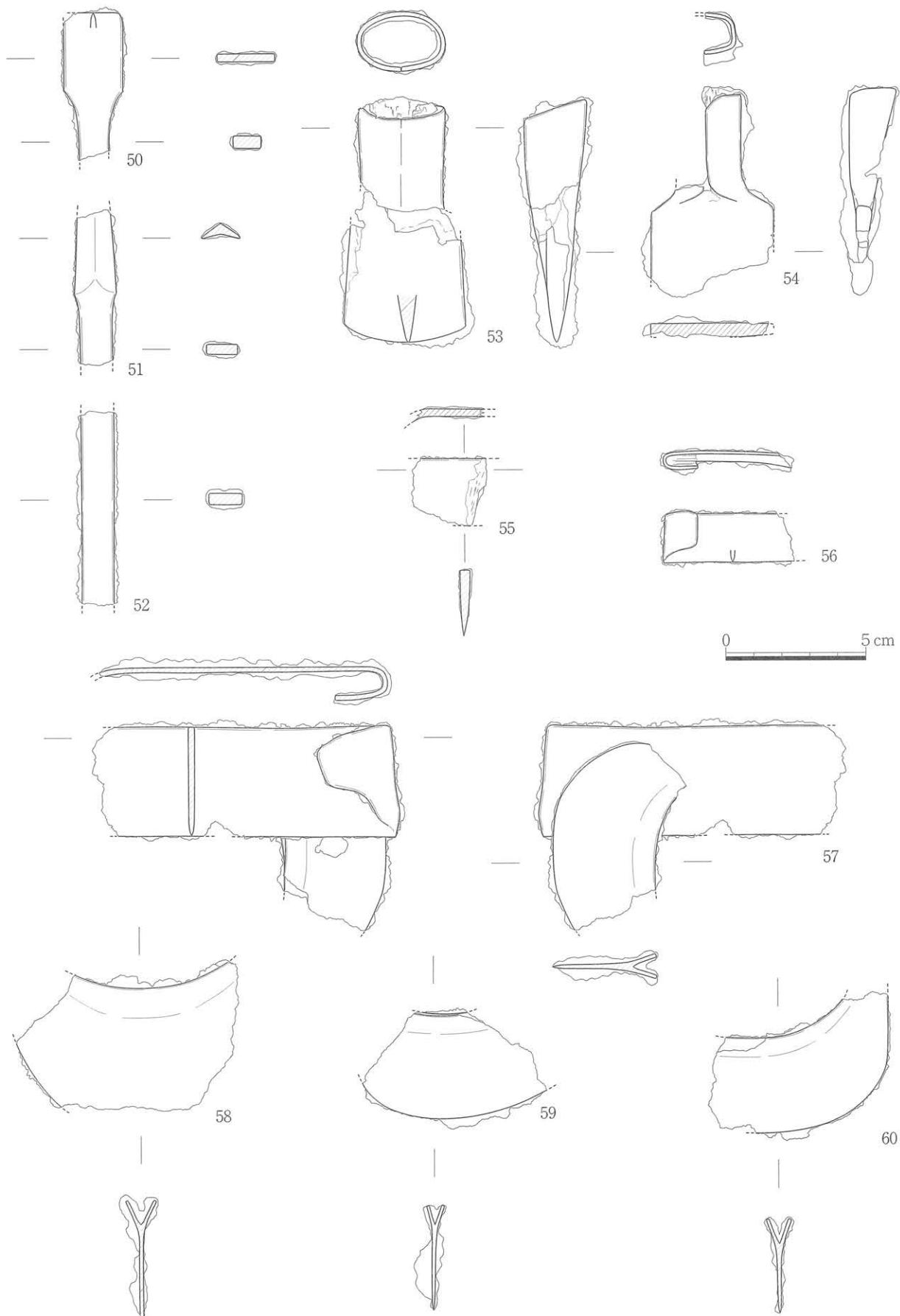
#### ⑤鉗具（第4図、図版5）

46は、末永報告で不明鉄製品（鉤状を成すもの1）とされたものであろう。縦向きに配置されて輪鎧の柄部と考えられたこともあるが、鉗具であることが判明した。横長であるため、図では横向きに配置している。上下端の部材は厚さ約0.6cmの断面隅丸方形であり、左側がやや内湾している。上下端の部材は、元々は弧をなして繋がっていたと考えられる。上下端の部材の間には、これらと平行方向の部材と直交方向の部材があり、それぞれ刺金と軸棒であろう。右側には図の表面に鉄鎌の茎部が銹着している。刺金と軸棒には皮革が付着していることから元々は皮革製の帶を固定する鉗具であったと推定される。馬具の一種であろうか。

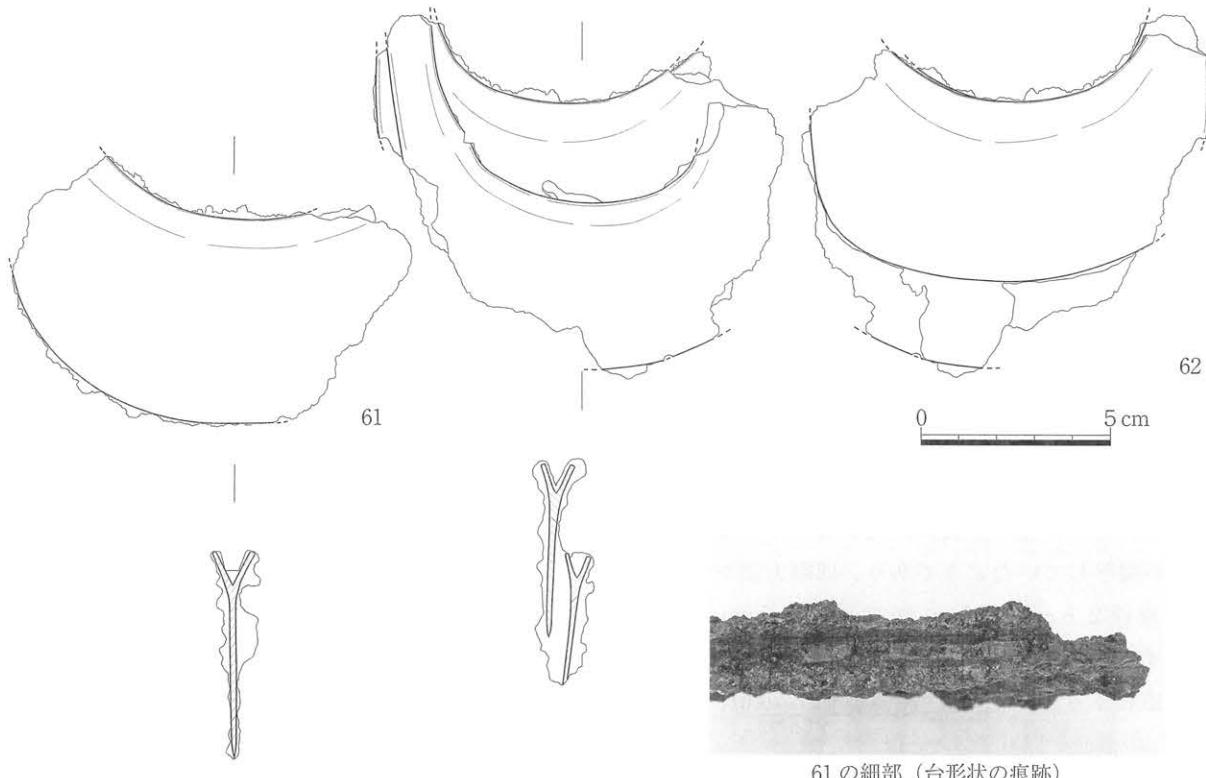


第4図 大和4号墳 出土品実測図(4)  
不明鉄製品（甲冑、馬具、蛇行剣か）(1/3)

奈良県大和 4 号墳出土品の再整理報告



第 5 図 大和 4 号墳 出土品実測図 (5) (1/2)



第6図 大和4号墳 出土品実測図(6)(1/2)

## ⑥不明鉄製品（第4図、図版5）

47は薄く扁平な鉄製品である。上下左右、裏面は欠損しており、表面の一部が残存している。薄く扁平であることから、元々は農工具であった可能性が考えられる。

48は残存状態が悪く、三枚おろし状態になったものが保存処理で接合されている。厚さ約0.7cmで断面長方形である。末永報告で不明鉄製品（半円形を成すもの1）とされたものであろう。図の下側はやや幅狭で湾曲が緩やかであり、図の上側はやや幅広で湾曲が急である。隅丸方形に近い平面形が推測できる。これは従来、鉄製輪鎧残欠と呼ばれてきたものであるが、X線透過写真を撮影したところ、柄部とみられた部分は錆であることが判明した。輪鎧である可能性が消えたわけではないが、現状では用途は確定できない。

49は残存状態が悪く、十分な錆落としがされることなく固められている。屈曲が多く、平面形は波状を呈している。断面形は杏仁形に近く、厚さは1.2~1.4cmと箇所によって違いがある。中央付近には二つの部材が重なる箇所があり、鍛接痕の可能性がある。残存状態がよくないため器物の確定は難しいが、平面形や断面形からみて、蛇行剣の一部である可能性が挙げられる。  
(土屋)

## (2) 農工具（第5~6図、図版3）

50は鑿の破片である。51は鉈の破片である。52は鑿もしくは鉈の茎部の破片である。幅と厚みは51の鉈に近似している。53・54は似たような大きさの斧である。どちらも残存状況は悪い。55は鎌の破片で、図の左側が基部となる。直刃となるか曲刃となるかは不明である。木質の付着している部分がある。56は小型の方形板刃先で、折り返し部分には木質もみられる。57は56よりも大型の方形板刃先とU字形刃先の破片が錆着したものである。58~61もU字形刃先の破片で、それぞれ別個体と考えられる。61は木部を受ける二股の部分において錆が台形状に形成されている（第6図内の写真参照）。これが木部の形状を反映したものであるのかは、不明であるが、もしそうであるならばこの種の製品の木部に関する形状を考えるうえで重要な所見といえる。62は2点のU字形刃先が錆着したものである。なお、U字形刃先の製作方法には諸説あることを承知しているが<sup>(4)</sup>、本例の観察からはどのような方法であったのか特定できるような情報をえることはできなかった。

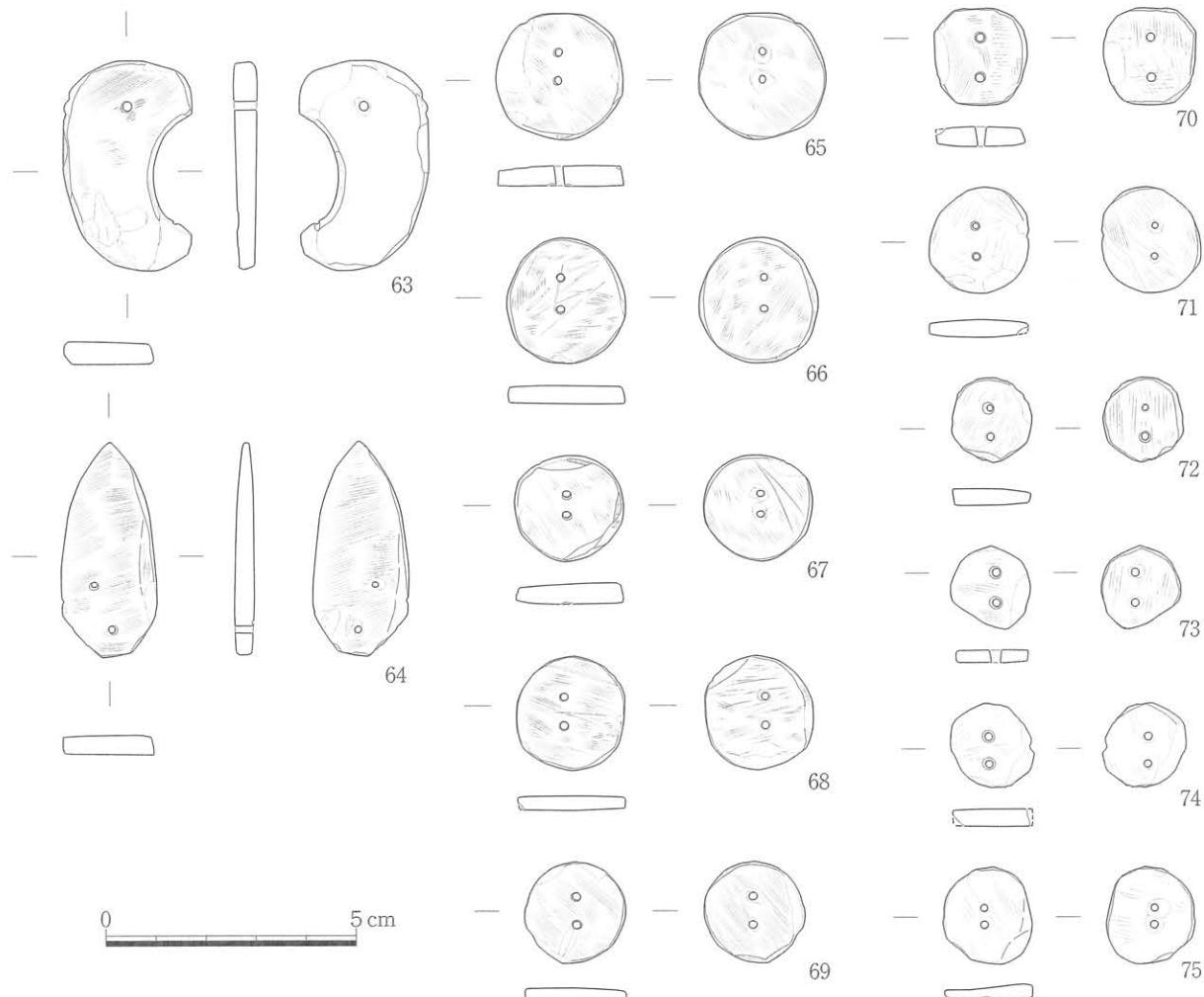
## (3) 石製模造品 (第7図、図版5)

個々の遺物にふれる前に、石材の傾向について述べておく。本墳出土の石製模造品の石材は、四つに大別できる。具体的には、①63、65でみられる淡灰緑色のもの、②64、66~69でみられる緑灰色のもの、③70~74でみられる淡~濃緑灰色で黒い斑点の入るもの、④75でみられる灰白色のもの、の四種である。なお、①~③は滑石と思われるが、④は砂岩のようにみえる。

63は勾玉で、全長4.2cm、8.2gである。貫通した穿孔が一つあるが、外形のライン上にも穿孔らしき痕跡が1箇所で確認できる。石材から製品をつくりだす際の痕跡であろうか。なお、この勾玉の腹側の円弧のカーブと65の双孔円板の外形のカーブは類似する。石材や厚みも共通しており、同一の石材からつくりだされた可能性も考えられる。

64は剣形とされるもので、全長4.3cm、4.8gである。穿孔が二つみられる。切先方向へむかって厚みを減じており、剣の形状が意識されているようである。

65~75は双孔円板である。いずれも実測図の左側に配置した面から片面穿孔をおこなっているが、72だけはそれぞれの孔で穿孔面が逆になっている。なお、粗割り→研磨→穿孔という製作工程において複数の製作者が関与していたようであり、研磨方法や穿孔の大きさなどが有意なまとまりを示すような状況はない。65は直径2.5cm、4.5g。66は直径2.5cm、3.7g。67は直径2.1cm、3.0g。68は直径2.3cm、2.3g。69は直径2.0cm、2.3g。70は直径1.9cm、2.6g。71は直径2.1cm、2.2g。72は直径1.7cm、1.5g。73は直径1.6cm、1.2g。74は直径1.7cm、1.6g。75は直径1.9cm、1.4g。



第7図 大和4号墳 出土品実測図 (7) (2/3)

大和4号墳の近隣では大和5号墳から双孔円板が出土しているほか、大和6号墳からも石製模造品が出土していることがしられている。ただし、その組成は大きく異なっており、注意が必要である。この点については、稿を改めていざれ論じたい。

(加藤)

#### (4) 考察

ここでは今回の報告をふまえて、大和4号墳出土遺物の製作時期と交流関係について考察する。まずは出土遺物の製作時期についてであるが、鉄鎌は長頸角闘長三角形鎌であり、頸部が太くて重い長頸鎌導入期の特徴を有している<sup>(5)</sup>。水野敏典編年でいう中期3段階、鈴木一有編年でいうⅢ期に相当するものである。またU字形刃先の資料数が増加し、安定的に認められるのも同時期であるとされる<sup>(6)</sup>。これは鉄鎌の編年的位置づけとも矛盾がなく、大和4号墳出土品の製作時期は鈴木一有の中4期（TK216型式期）にあたると考えられる。

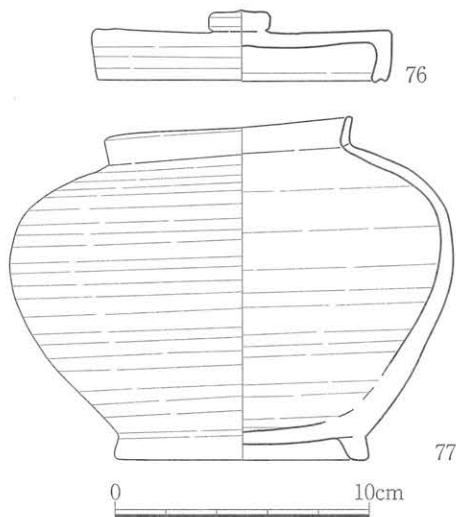
次に交流関係についてであるが、三翼形鉄鎌は高句麗と新羅で確認される鉄鎌形式であり、移入品である可能性が高い<sup>(7)</sup>。日本列島では類例がなく、朝鮮半島北部の集安禹山3296号墓例（4世紀後半）、朝鮮半島東南部の慶州皇南大塚南墳例（5世紀中葉）が類例として挙げられる。また、身部の形態が類似する三翼形鉄鎌は5世紀以降では三燕、高句麗、新羅（北票馮素弗墓、集安太王陵、慶州皇南洞110号墳例など）において類例が確認されている。三翼形鉄鎌の様相もふまると、三翼形鉄鎌は三燕あるいは高句麗で出現し、新羅に伝播したものと考えられる。製作地を特定することは難しいが、大和4号墳出土品がTK216型式期のものであることをふまると、三翼形鉄鎌は新羅を介してもたらされた可能性が高いだろう。

朝鮮半島に由来する器物を佐紀古墳群内で探してみると、宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号（大和6号墳）出土の鉄鋤が挙げられる。鉄鋤の一部は洛東江下流域で製作された可能性の高いものである<sup>(8)</sup>。大和4号墳に近接するほぼ同時期の古墳であり、当時、佐紀古墳群内に朝鮮半島東南部に由来する器物が多く入っていたことがわかる。

### 3. 参考 大和4号墳附近出土品（第8図、図版5）

76・77は、末永報告で「第四号古墳附近出土の祝部土器」、「古墳とは離れた個所で発掘したものとして、これら古墳出土品と一緒に奈良県庁に送付されて来たので出土状態等については不明である。」(p.6)とされており、上で紹介した大和4号墳出土品とともに出土したものではない。公文書①のD「奈良日日新聞 昭和十六年六月二十一日記事 十四年目に届出る」には、法蓮町高塚池（大和4号墳から東に500m地点）で耕作中に須恵器によく似た直径四寸（約12.0cm）、高さ一寸二分（約3.6cm）の土器を殆ど原形の儘で発掘し、奈良署会計係に届け出られたとある。この法量は本例の蓋（76）と類似しており、また「奈良県庁に送付されてきたものである」という末永の記述とも整合するため、この土器は法蓮町高塚池で発掘されたものである可能性がある<sup>(9)</sup>。大和4号墳の墳丘から出土したものであるかも定かではないが、ここに参考として報告する。

76・77は、須恵器の蓋と壺である。蓋は径11.8cm、高さ2.8cmであり、上面は扁平で、中央には宝珠形の幅2.4cm、高さ0.9cmのつまみが付いている。上面には回転ヘラ削りの痕跡がみられる。胴部の外面にはヨコナデ調整、内面には不定方向のナデがみられる。壺は最大径17.5cm、高さ13.6cm、口縁部径9.8cm、口縁部高1.1cmであり、口縁部は小さい。胴部は最大径が上側にくる特徴的な形態であり、外面・内面ともにヨコナデ調整がみられる。下側にいくほど胴部は厚くなるようである。下側には高台がついており、高台径10.0cm、高台高0.9cmであ



第8図 「大和4号墳附近出土品」実測図  
藏骨器 (1/3)

る。胸部と口縁部は図の右上方向に傾いている。高台は水平であるため、おそらく胸部と高台の接合時に傾いてしまったものと考えられる。

末永報告では、本例は奈良時代の火葬骨壺に酷似した奈良時代の祝部土器であると指摘された（p.6）。その後、本例が藏骨器であることが追認され、最大径が上側にあることから須恵器製藏骨器の中でも古相のものであると推定されている<sup>(10)</sup>。（土屋）

## まとめ

本稿ではまず昭和 16 年の公文書や昭和 25 年の末永報告をもとにして、大和 4 号墳出土品の来歴を整理し、遺物の報告をおこなった。また、近年の研究成果をふまえて鉄製品の位置づけをおこなった。鉄製品の製作時期は TK216 型式期にあたり、新羅を介してもたらされたと考えられるものを含んでいる。これは宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号（大和 6 号墳）と類似した様相を示しており、佐紀古墳群東群を考える上で有益な情報となるであろう。（加藤・土屋）

## 註

- (1) 厚生省西部国民勤労訓練所の建設経緯、進駐軍エリア E としての使用状況、航空自衛隊幹部候補生学校としての現状については、清喜裕二「第 3 章 昭和 20 (1945) 年～昭和 21 (1946) 年の調査」『宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号（大和 6 号墳）一出土遺物の整理報告一』宮内庁書陵部、2017 年や、同報告書の菅谷文則「大和 6 号墳と周辺古墳の調査」に詳しく述べられている。
- (2) 部位名称や分類は、高田貫太「古墳副葬鉄鋤の性格」『考古学研究』第 45 卷第 1 号、考古学研究会、1998 年、に基づく。
- (3) 部位名称や分類は、水野敏典「古墳時代中期における鉄鋤の分類と編年」『権原考古学研究所論集』第 14、八木書店、2003 年、に基づく。
- (4) 白木原和美「クワヤスキについての研究ノート」『歴史評論』118、歴史科学協議会、1960 年。  
松本正信「U 字形鋤（鋤）先論」『考古学研究』第 15 卷第 4 号、考古学研究会、1969 年。  
松井和幸「古代の鉄製鋤先・鋤先について」『考古学雑誌』第 72 卷第 3 号、日本考古学会、1987 年。  
中村光司「U 字形鋤鋤先の製作技法」『西岡古墳群』三重県埋蔵文化財センター、1995 年。  
古瀬清秀「古墳時代前半期における鉄鍛冶技術」『製鉄史論文集』たたら研究会、2000 年。  
松井和幸『日本古代の鉄文化』雄山閣、2001 年。  
河野正訓『古墳時代の農具研究』雄山閣 2014 年。  
三好裕太郎「北後田 1 号地下式横穴墓出土鉄器の製作技術と年代」『九州南部における古墳時代鉄器の基礎的研究』鹿児島大学総合研究博物館、2014 年。
- (5) 註（3）と同じ。ただし、水野は導入期の長頸鋤は鎌身ナデ闊で片丸または先端のみ片鎬造りであることが多いと述べるが、本例は異なる。このことから、本例が長頸鋤導入期よりも新しい時期に位置づけられる可能性は残る。
- (6) 鈴木一有「七觀古墳出土遺物からみた鉄留技法導入期の実相」『七觀古墳の研究—1947 年・1952 年出土遺物の再検討—』京都大学大学院文学研究科、2014 年。
- (7) 齋藤大輔「皇南大塚南墳副櫛出土鉄鋤の系譜」『福岡大学考古学論集 2—考古学研究室開設 25 周年記念—』福岡大学考古学研究室、2013 年。三翼形鉄鋤は皇南大塚南墳出土鉄鋤の C 類にあたり、儀仗用の鋤であったと推定されている。  
平井洸史「大和四号墳出土鉄鋤が語る新羅との関係」『青陵』第 162 号、奈良県立権原考古学研究所、2021 年。
- (8) 土屋隆史「古墳時代における鉄鋤の技術系譜—朝鮮半島東南部出土鉄鋤との比較を中心に—」『日本考古学』第 49 号、日本考古学協会、2019 年。
- (9) 末永はこの藏骨器が「第四号古墳附近出土品」と記しており、大和 4 号墳から東方 500 m の法蓮町高塚池からの出土となると、果たして大和 4 号墳附近と呼べるのかが問題となる。
- (10) 横田真吾「54 須恵器壺・壺蓋 奈良県奈良市 大和四号墳」『古代の造形—モノづくり日本の原点』（三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 78）、宮内庁書陵部・宮内庁三の丸尚蔵館、2017 年。